

つくばエクスプレスの1日平均乗車人数について

平成17年8月24日開業した「つくばエクスプレス」は、秋葉原からつくばまで58.3キロメートルを約45分で結ぶ都市高速鉄道です。

開業後、約1年半を経過し、各地区の沿線整備も順調に進捗していることから、乗車人員も着実に増加しております。

つくばエクスプレスの各駅の1日の平均乗車人数は、下記の表のとおりです。

つくばエクスプレスの1日平均乗車人数(単位:人)

駅名	17年度平均	18年度平均(4月~1月)	18年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	
秋葉原	36,000	43,300	41,200	43,700	42,200	42,400	43,000	43,600	44,400	45,800	42,700	44,500	433,500	
新御徒町	5,800	8,400	7,600	8,300	8,300	8,100	8,100	8,500	8,600	9,000	8,500	9,000	84,000	
浅草	6,200	6,600	6,000	7,100	5,800	6,500	6,200	6,300	6,400	6,700	6,600	8,200	65,800	
南千住	2,500	3,100	3,000	3,100	3,000	3,100	3,000	3,200	3,200	3,200	3,000	3,200	31,000	
北千住	19,200	24,800	23,500	24,600	24,300	24,300	23,600	25,100	25,400	26,400	24,900	26,300	248,400	
青井	3,400	4,300	4,100	4,300	4,200	4,200	4,100	4,300	4,300	4,400	4,200	4,500	42,600	
六町	5,200	6,700	6,300	6,600	6,600	6,600	6,400	6,900	6,900	7,100	6,800	7,200	67,400	
八潮	6,600	9,100	8,600	8,900	8,700	8,700	8,800	9,300	9,300	9,600	9,100	9,800	90,800	
三郷中央	3,500	4,700	4,400	4,600	4,500	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,700	5,000	46,700	
南流山	13,600	19,100	17,800	18,900	18,700	18,200	17,900	19,100	19,800	21,100	19,200	20,200	190,900	
流山セントラルパーク	1,700	2,200	2,000	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,200	2,500	2,200	2,300	21,800	
流山おおたかの森	14,600	19,400	18,100	19,400	18,900	18,500	18,300	19,300	19,600	21,200	19,900	20,700	193,900	
柏の葉キャンパス	3,900	6,500	4,800	5,200	5,100	5,100	5,200	5,800	5,900	9,100	9,300	9,100	64,600	
柏たなか	1,600	2,000	2,000	2,100	2,100	1,900	1,900	2,000	2,100	2,200	2,000	2,100	20,400	
守谷	12,200	15,600	14,800	15,900	15,400	14,900	15,100	15,700	16,000	16,700	15,400	16,400	156,300	
みらい平	900	1,300	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400	1,300	1,400	12,600	
みどりの	1,000	1,400	1,300	1,400	1,300	1,300	1,400	1,400	1,400	1,500	1,400	1,500	13,900	
万博記念公園	700	1,000	800	1,000	900	900	1,000	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	9,700	
研究学園	1,000	1,300	1,100	1,300	1,200	1,200	1,400	1,300	1,300	1,500	1,300	1,400	13,000	
つくば	11,100	12,000	11,700	12,600	11,400	11,400	11,900	12,100	12,500	13,400	11,600	11,600	120,200	
計	150,700	192,800	180,200	192,400	185,900	185,100	185,200	193,000	196,400	208,800	195,100	205,400	1,927,500	

お知らせ

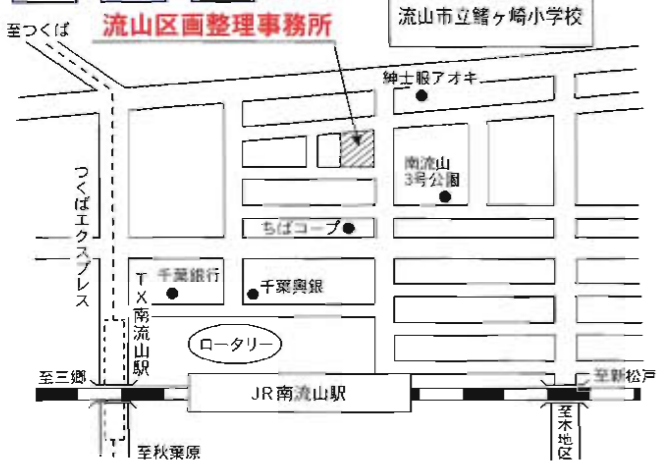
建築行為等の制限があります

事業地区内で土地の切り盛り及び建築の新築・増改築を行う場合は、知事の許可が必要となりますので、あらかじめ当事務所とご相談ください。「行為許可申請書」を提出していただきます。

権利変動届けについて

土地を売買・相続等により所有権を移転した場合は、登記簿謄本を添付して、「権利変動届出書」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも提出してください。

案内図



問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

- 木地区換地課(換地等に関すること) ☎04-7150-4501
- 管理移転課(補償等に関すること) ☎04-7150-4502
- 木地区工務課(工事等に関すること) ☎04-7150-4503

第4号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成19年3月20日発行
発行/千葉県東葛飾地域整備センター
流山区画整理事務所
〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
☎04(7150)4501

流山木地区

まちづくりだより



【地区内を疾走するつくばエクスプレス】

千葉県

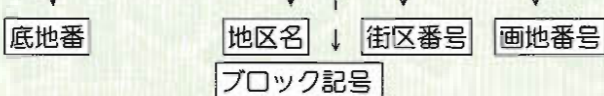
区画整理事業地区内における住民票の表示方法について

住民票の表示方法について

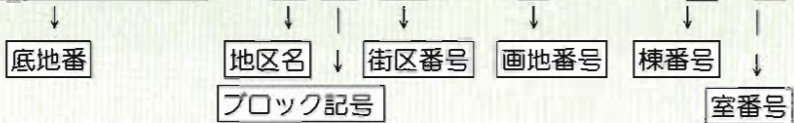
つくばエクスプレス沿線で進めている区画整理事業地区内における住所の表示方法について、流山市から住所表示を分りやすくするため、平成19年1月1日から事業期間中は住民票に底地番の他、地区名及び街区画地番号を表示する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

《表示例》

◎戸建て住宅 流山市大字木123番地4 (木 A 56 街区 7)



◎集合住宅 流山市大字木123番地4 (木 A 56 街区 7)



住民登録について

1 対象者

使用収益を開始している土地に住民登録する方を対象にします。
(使用収益が開始されていない土地に住まわれる方の住民登録は従来どおり、底地番のみとなります。)

2 住民登録に必要なもの

建築による「行為等許可申請書」の許可書をお渡りする際に流山区画整理事務所から交付します「住民登録のお知らせ」が必要となります。

3 住民登録の手続き

住民登録の際、申請者が円滑に手続きできるようにするため、流山区画整理事務所からお渡しした「住民登録のお知らせ」を流山市役所市民課又は市内の出張所に持参してください。

4 建売や賃貸物件の方へのお願い

建売や賃貸物件の場合は、申請者に「住民登録のお知らせ」を交付いたしますので、申請者から購入者又は借主にお渡しして下さるようお願いいたします。

※ ご不明な点等ございましたら、流山区画整理事務所木地区換地課にお問い合わせください。

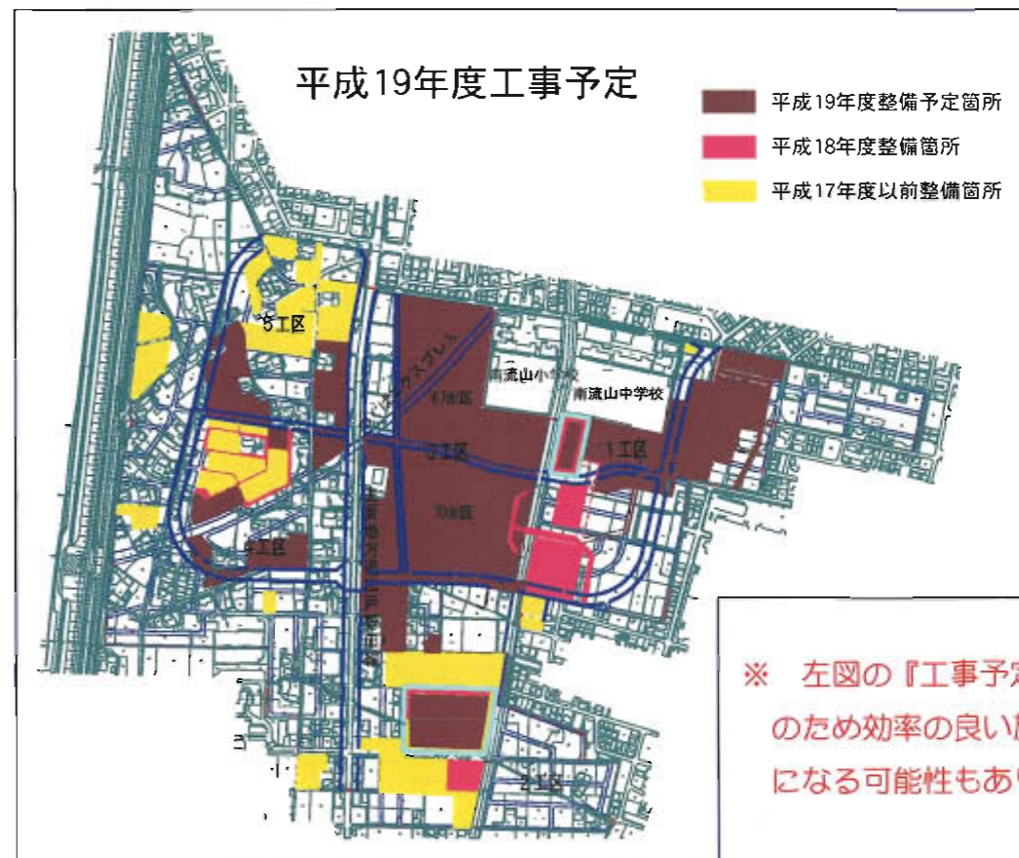
《平成19年度当初の予算》

平成19年度当初予算は、流山市からの下水道事業の受諾事業も含めて、工事請負費、補償費など、27億6千1百万円を予定しております。平成18年度予算の20億6千3百万円と比較すると、1.33倍の伸びとなっております。

これにより、平成19年度末には、事業費換算で36.1パーセントの進捗となる見込みです。県住宅供給公社再建の課題もあることから、目途どおり事業期間内の平成26年度までに事業を完成させる予定です。

平成19年度工事の予定について

平成19年度の工事は、現在施工している右岸調整池、左岸調整池の工事を引き続き行うほか、都市計画道路の整備を進めるため、家屋の移転先となる、1工区、4工区、5工区の宅地造成工事を実施します。



また、集合住宅用地である3工区の67街区及び70街区の宅地造成工事にも着手します。



工事に必要な区域の仮換地で、一部未指定の方につきましては、工事実施時期が近づいてきましたらご説明に伺います。



※ 左図の『工事予定』については、早期事業完了のため効率の良い施工を検討しており、今後変更になる可能性もあります。

第3回審議会が開催されました

第3回流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会が、平成19年3月5日(月)流山区画整理事務所で開催されました。

議案は「仮換地指定について」、「土地区画整理審議会委員の辞任について」の諮問です。

《審議の内容は以下のとおりです》

今回の仮換地指定の諮問範囲は、図面の赤枠で囲まれた3つのブロックですが、主に67・70街区の集合住宅用地整備に関連する土地について、13件の仮換地指定の諮問をいたしました。

また、所有者から選挙されるべき委員から辞任届が提出されましたので辞任について諮問をいたしました。

審議会からはそれぞれ「承認する」旨の答申をいただきました。

諮問された仮換地指定範囲

